

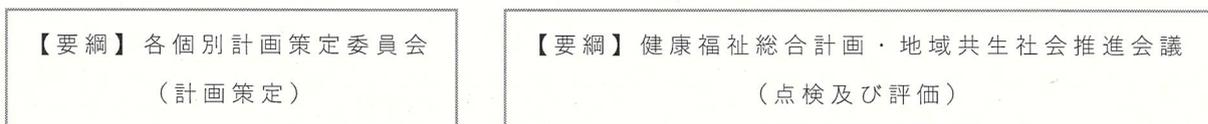
武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例について

1 制定理由

本市における健康福祉施策をより推進するため、計画策定から進捗状況の把握、評価までを分野横断的、一体的に審議することができるよう、従来、健康福祉総合計画・地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画、健康推進計画・食育推進計画に分かれていた各個別計画策定委員会と、健康福祉総合計画の実施状況の点検及び評価等を行っている健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議を統合し、新たな会議体を設置する。

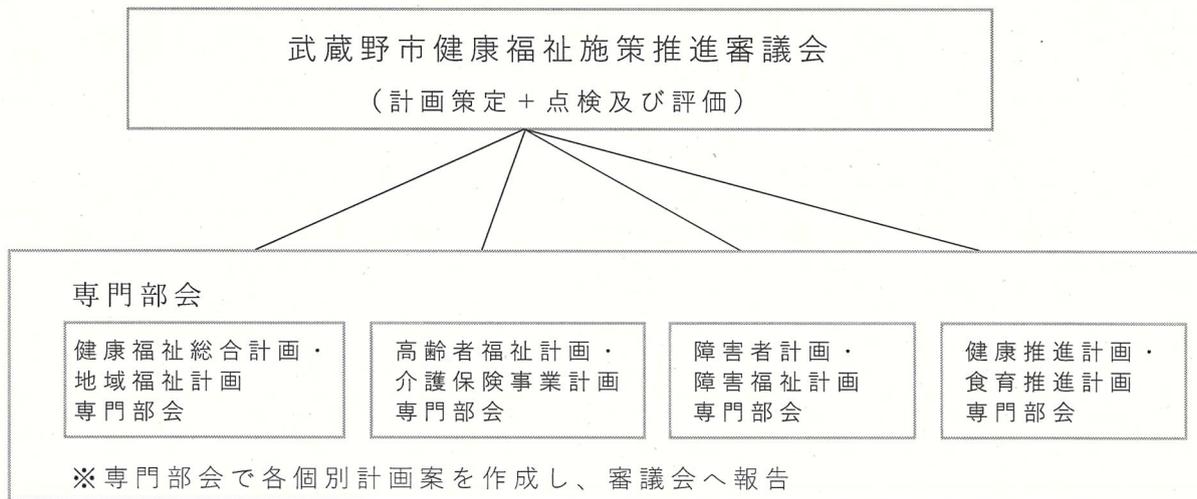
2 制定後のイメージ

〱
従来
〵

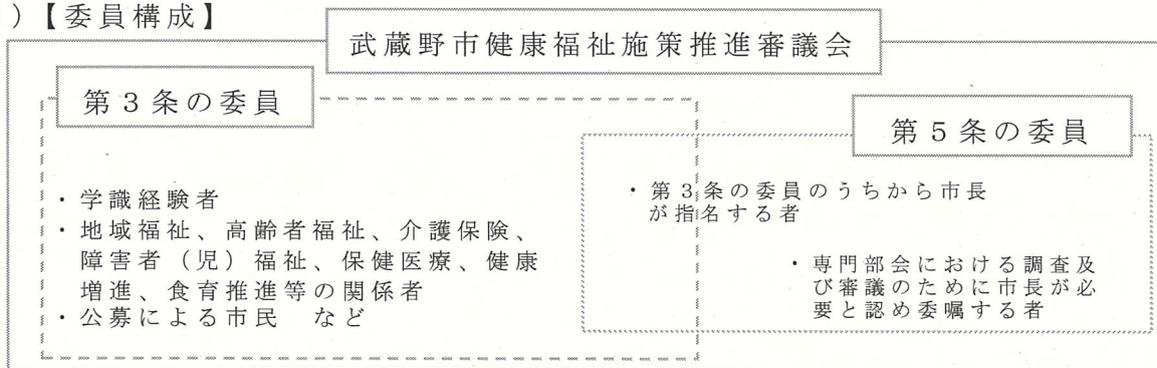


(1) 【審議会・専門部会】

〱
条例制定後
〵



(2) 【委員構成】



3 施行期日 令和5年4月1日

武蔵野市健康福祉施策推進審議会、各個別計画専門部会 委員構成

令和5年7月27日現在

健康福祉施策推進審議会			第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画 専門部会			高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 専門部会			障害者計画・第7期障害福祉計画 専門部会			第5期健康推進計画・食育推進計画・ 自殺総合対策計画専門部会			
1	伊藤 さつき	公募委員	公募	伊藤 さつき	公募委員	公募	浅野 彰	日介センター吉祥寺支店長	福祉	安東 博	武蔵野市地域自立支援協議 会障害当事者部会員	当事者	青木 滋夫	公募委員	公募
2	稲住 成由美	武蔵野市居宅介護支援事業 者連絡協議会会長	福祉	○岩本 操	障害者計画・第7期障害福 祉計画専門部会会長	他計画	稲住 成由美	稲垣薬局介護サービス介護 支援専門員	福祉	岩岡 由美子	武蔵野市民生児童委員協議 会第一地区会長	福祉	大岩 ひろみ	武蔵野市民生児童委員協議 会第二地区副会長	福祉
3	岩本 操	武蔵野大学人間科学部教授	学識	宇田川 みち子	武蔵野市赤十字奉仕団委員 長	福祉	柏手 由里乃	一般社団法人武蔵野市医師 会理事	保医	◎岩本 操	武蔵野大学人間科学部教授	学識	大田 静香	武蔵野市助産師会会長	保医
4	北島 勉	杏林大学総合政策学部教授	学識	川鍋 和代	武蔵野市民生児童委員協議 会代表会長	福祉	○久留 善武	一般社団法人シルバーサー ビス振興会事務局長	学識	久保田 聡	明日の風法律事務所弁護士	福祉	小俣 裕子	公益財団法人武蔵野健康づ くり事業団事務局長	健康増進
5	久留 善武	一般社団法人シルバーサー ビス振興会事務局長	学識	北島 勉	第5期健康推進計画・食育 推進計画・自殺総合対策計 画専門部会会長	他計画	佐藤 清佳	武蔵野市民生児童委員協議 会第二地区会長	福祉	後藤 耕士	社会福祉法人武蔵野ジョブ アシストいんくる施設長	福祉	河西 あかね	東京都多摩府中保健所地域 保健推進担当課長	保医
6	後藤 耕士	社会福祉法人武蔵野ジョブ アシストいんくる施設長	福祉	後藤 明宏	武蔵野市成年後見制度地域 連携ネットワーク連絡協議 会会長	福祉	佐藤 博之	一般社団法人武蔵野市薬剤 師会副会長	保医	佐藤 資子	社会福祉法人武蔵野千川福 祉会チャレンジャー所長	福祉	○川南 公代	元武蔵野大学看護学部准教 授	学識
7	小安 邦彦	一般社団法人武蔵野市薬剤 師会会長	保医	酒井 陽子	ボランティアセンター武蔵 野運営委員会委員長	福祉	谷口 勝哉	公益社団法人東京都武蔵野 市歯科医師会副会長	保医	杉本 美乃	株式会社浩仁堂地域活動支 援センターコット施設長	福祉	菅野 淳子	一般社団法人武蔵野市薬剤 師会副会長	保医
8	千種 豊	社会福祉法人武蔵野市民社 会福祉協議会会長	福祉	栢折 暢子	地域福祉活動推進協議会代 表者連絡会会長	福祉	福田 耕三	吉西福祉の会会長	福祉	立野 信行	社会福祉法人おぞら会あ すはKids管理者	福祉	◎北島 勉	杏林大学総合政策学部教授	学識
9	中嶋 伸	一般社団法人武蔵野市医師 会会長	保医	中嶋 伸	一般社団法人武蔵野市医師 会会長	保医	松村 勝人	公募委員（第1号被保険 者）	公募	中村 美奈子	東京都多摩府中保健所保健 対策課地域保健第二担当課 長代理	保医	倉島 公明	一般社団法人武蔵野市給 食・食育振興財団常務理事 兼事務局長	食育
10	宮原 隆雄	公益社団法人東京都武蔵野 市歯科医師会会長	保医	村雲 祐一	北多摩東地区保護司会武蔵 野分区副分区長	福祉	◎山井 理恵	明星大学人文学部教授	学識	西村 聡彦	公募委員	公募	中嶋 建一郎	武蔵野市立第一中学校校長	教育
11	山井 理恵	明星大学人文学部教授	学識	山井 理恵	高齢者福祉計画・第9期介 護保険事業計画専門部会会 長	他計画	渡辺 紀子	公募委員（第2号被保険 者）	公募	長谷川 圭	特定非営利活動法人ゆうあ いセンター理事	福祉	野口 弘之	特定非営利活動法人ミュー リ理事長	福祉
12	渡辺 大輔	成蹊大学文学部教授	学識	◎渡辺 大輔	成蹊大学文学部教授	学識				○羽田野 敦子	社会福祉法人武蔵野地域生 活支援センターびーと副施 設長	福祉	林 良寛	一般社団法人武蔵野市医師 会副会長	保医
13										福本 千晴	武蔵野市地域自立支援協議 会障害当事者部会員	当事者	原 純也	日本赤十字社武蔵野赤十字 病院医療技術部栄養課栄養 課長	保医
14										山本 紀之	特定非営利活動法人ミュー リ副理事長	福祉	宮原 隆雄	公益社団法人東京都武蔵野 市歯科医師会会長	保医
15										横山 美江	社会福祉法人武蔵野市民社 会福祉協議会地域福祉推進 係長	福祉			

※50音順、敬称略。

◎=部会長、○=副部会長

令和5年度 武蔵野市健康福祉施策推進審議会 事務局名簿

職 名	氏 名
健康福祉部長	山 田 剛
健康福祉部保健医療担当部長兼健康課長事務取扱	田 中 博 徳
地域支援課長	福 山 和 彦
生活福祉課長	宮 本 亮 平
高齢者支援課長	小久保 渉
高齢者支援課相談支援担当課長	長 坂 朋 子
障害者福祉課長	齋 藤 康 子
健康課地域保健調整担当課長	寺 井 一 弘
健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	小 池 鉄 哉
保険年金課長	江波戸 史 代

武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における健康及び福祉に関する施策を推進するために必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進及び食育推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(専門部会)

第5条 市長は、必要に応じて審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は次に掲げる委員で組織する。

- (1) 第3条の委員のうちから市長が指名する者
- (2) 専門部会における調査及び審議のため市長が必要と認め、委嘱する者

(報酬)

第6条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明								
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで (略)</p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="244 1753 652 1951"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで(略)		<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員(次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)をいう。以下同じ。)に支給する報酬、費用弁償及び期末手当について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(21)まで (略)</p> <p><u>(21)の2 健康福祉施策推進審議会の委員</u></p> <p>(22)から(63)まで (略)</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p>日額で定める報酬額</p> <table border="1" data-bbox="703 1753 1112 1951"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで(略)		<p>号の追加</p>
職名	報酬額									
財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで(略)										
職名	報酬額									
財産価格審議会の委員から民生委員推薦会の委員まで(略)										

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="703 280 895 324">健康福祉施</td> <td data-bbox="895 280 1107 324">// 12,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 324 895 369">策推進審議</td> <td></td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 369 895 432">会の委員</td> <td></td> </tr> </table>	健康福祉施	// 12,000円	策推進審議		会の委員		項の追加
健康福祉施	// 12,000円							
策推進審議								
会の委員								
<p>国民健康保険運営協議会の 委員から選挙立会人まで (略)</p>	<p>国民健康保険運営協議会の 委員から選挙立会人まで (略)</p>							
備考 (略)	備考 (略)							

武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、各専門部会15人以内とする。

2 条例第5条第2項第2号の規定により市長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験者

(2) 地域福祉、高齢者福祉、介護保険、障害者（児）福祉、保健医療、健康増進、食育推進等の関係者

(3) 公募による市民

3 前項の委員の任期は、委嘱の日から専門部会における調査及び審議が終了した日までとし、2年を超えないものとする。

4 第2項の委員は、専門部会にのみ出席する。

(準用)

第6条 第3条及び第4条の規定は、専門部会について準用する。この場合

において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部地域支援課において処理する。ただし、専門部会の庶務は、市長が指定する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部
会等設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市健康福祉施策推進審議会設置条例（令和4年12月武蔵野市条例第36号）第5条の規定に基づき、武蔵野市（以下「市」という。）が策定する次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める専門部会（以下「各専門部会」という。）を設置する。

- (1) 武蔵野市第4期健康福祉総合計画（次号から第8号までに掲げる計画からなる市の健康及び福祉分野に関する総合的な計画をいう。以下「健康福祉総合計画」という。） 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・第6期地域福祉計画専門部会
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により定める武蔵野市地域福祉計画 前号に定める専門部会
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 第1号に定める専門部会
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定により定める武蔵野市再犯防止推進計画 第1号に定める専門部会
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 武蔵野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画専門部会
- (6) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定により定める武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画・障害児福祉計画 武蔵野市障害者計画・第7期障害福祉計画専門部会
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画 武蔵野市第5期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会
- (8) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定により定める武蔵野市自殺総合対策計画 前号に定める専門部会

(幹事会)

第2条 健康福祉総合計画の策定にあたり、庁内の推進体制として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。
- 4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部地域支援課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。
- 6 前各号に定めるもののほか、健康福祉総合計画の策定における庁内の推進体制について必要な事項は、市長が別に定める。

(ワーキングスタッフ)

第3条 各専門部会は、各計画の策定に関する調査及び研究を行うため、必要があると認めるときは、ワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第4条 各専門部会の庶務は、次の各号に掲げる専門部会の区分に応じ、当該各号に掲げる課が行う。

- (1) 第1条第1号から第4号までに定める専門部会 健康福祉部地域支援課
- (2) 第1条第5号に定める専門部会 健康福祉部高齢者支援課
- (3) 第1条第6号に定める専門部会 健康福祉部障害者福祉課
- (4) 第1条第7号及び第8号に定める専門部会 健康福祉部健康課

2 各専門部会全体の庶務は、健康福祉部地域支援課が行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、各専門部会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

健康福祉部長
健康福祉部保健医療担当部長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部生活福祉課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長
健康福祉部障害者福祉課長

健康福祉部健康課長
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
健康福祉部健康課新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
健康福祉部保険年金課長
公益財団法人武蔵野市福祉公社常務理事兼事務局長
公益財団法人武蔵野健康づくり事業団保健センター改修・経営改善担当課長
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター事務局長
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長
社会福祉法人武蔵野事業推進担当副参事

武蔵野市健康福祉施策推進審議会の公開・運営に関する確認

1 会議の公開

- (1) 武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）の会議は原則として公開で行う。
- (2) 会議の傍聴要領は別に定める。
- (3) 審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第6条ただし書の規定に該当する場合で、審議会が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議録の作成

- (1) 審議会の会議録は、議事の概要を記した要点筆記とし、発言者の表記は「会長」「副会長」「委員」「事務局」等とし、個人の指名は掲載しない。
- (2) 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

3 会議録の公開

- (1) 審議会の会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議録の公開は、市ホームページへの掲載により行う。
- (3) 審議会が必要と認めるときは、会議録を非公開とすることができる。

武蔵野市健康福祉施策推進審議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市健康福祉施策推進審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴受付簿に住所、氏名、連絡先を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場の広さに応じて設定する。ただし、審議会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、立席として傍聴人を傍聴席に入れることができる。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする審議会の議決があったときは、速や

かに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。